

## イスラエル・パレスチナ間の紛争に関する見解

2010年2月8日

特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ(HRN)

中東和平のプロセスが極めて困難な局面を迎えるなか、中東和平に対する日本の立場が問われています。日本は欧米とも中東を含む途上国とも異なるポジションにある国として、またパレスチナに対する主要援助国として、中東和平に独自の貢献ができる立場にあり、積極的な外交努力により事態を打開することが期待されます。

中東紛争は、国際法に違反して占領と攻撃が繰り返され、人々の人権や生活の基盤、そして命が奪われてきた歴史です。和平を推進するうえで最も大切なことのひとつは、占領下で抑圧されてきた人々の人権が回復され尊重されること、そして国際法に従った公正な和平を推進することです。国際法違反の上に成り立った既成事実が承認され、国際法違反の人権侵害についての是正がなされないままでは持続可能な平和は実現しません。

私たち国際人権 NGO ヒューマンライツ・ナウは、中東紛争の喫緊の問題につき、下記のとおり、日本政府が国際法と人々の人権を尊重した解決を実現する立場に立つよう要請します。

### 提言

#### [中東和平の国際法に基づく解決]

1. 東エルサレムを含む、ヨルダン川西岸地区とガザ地区の全土によるパレスチナ国家の早期樹立を支援すべきである。
2. イスラエルは国際法と累次の国連決議に基づき、東エルサレムを含む、ヨルダン川西岸地区とガザ地区から全面撤退し、すべての占領、国境管理を含むコントロールを完全に放棄しなければならない。

#### [東エルサレムを含む西岸地区]

1. 入植地の建設は、国際法上明らかに違法であり、イスラエルはこれを直ちに、全面的に停止しなければならない。
2. イスラエルは占領地におけるパレスチナ人所有の建物の破壊及び、パレスチナ人に対する移動の自由の深刻な制限を直ちにやめなければならない。

#### [ガザ地区]

1. 2008年12月以降のイスラエルによるガザ地区の攻撃における戦争犯罪の疑いの強い国

際人権・人道法違反に関して、ゴールドストーン報告書の勧告に基づき責任追求を行うように、イスラエル及びパレスチナ側に要求し、国際人権・人道法違反の再発を許さない姿勢に立つべきである。

2. イスラエルは、2007年6月から継続されているガザ地区の封鎖政策を解除しなければならない。

#### [パレスチナの被占領地全域]

1. 国連総会決議194に基づき、1947年11月29日の国連パレスチナ分割決議の採択から第一次中東戦争の終結までに発生した多数のパレスチナ難民の帰還権の全面的な承認と補償を前提とした和平交渉が行われるべきである。
2. 日本政府は、ODA政策が占領、人権侵害の加担とならないように再検討すべきである。

### 中東和平の国際法に基づく解決

#### 1) 歴史的背景

1947年国連総会はパレスチナの約半分を領土とするユダヤ国家を認める総会決議181を採択しましたが、1948年イスラエルは一方的に建国を宣言、アラブ諸国との間に第一次中東戦争が勃発しました。結果、イスラエルは分割案を大きく上回るパレスチナ全土の約77%を支配下に置き、多数のアラブ系住民(=パレスチナ人)が難民化、西岸地区はヨルダン、ガザ地区はエジプトの支配下にそれぞれ置かれました。

その後1967年の第三次中東戦争によって、イスラエルは1949年の停戦ラインである「グリーンライン」を越えて西岸地区及びガザ地区に侵略、以後国連安全保障理事会が撤退を求めてもこれに従わず、西岸地区とガザ地区を占領下に置き、現在まで継続しています。イスラエルは東エルサレムを占領直後より一方的に併合しており、1980年に「統一された」エルサレムをイスラエルの首都とする法律を制定しています。

#### 2) 現状

1993年イスラエルとパレスチナ解放機構(PLO)は、

- ① イスラエルを国家として、PLOをパレスチナの自治政府として相互に承認する。
- ② イスラエルが入植した地域から暫定的に撤退し5年にわたって自治政府による自治を認める。その5年の間に今後の詳細を協議する。

ことを主な内容とする、暫定自治政府原則の宣言(オスロ合意)し、パレスチナ自治政府が設立されましたが、イスラエルは依然として西岸およびガザをコントロールしており、占領が終わったとは到底いえません。

まず、西岸地区は現在、エリアA、エリアB及びエリアCと呼ばれる異なる統治体制を

持つ地域に分割されています<sup>1</sup>（添付地図を参照）。パレスチナ自治政府は、極めて限定されたエリア A では教育、保健衛生、社会福祉、直接課税等の行政権及び警察などの治安に関する権限をパレスチナ人に対して持つものの、エリア B では上記の行政権のみを持ち、治安に関してはイスラエルが強大な権限を有しています。そして、西岸地区全体の約 61%を占めるエリア C では、イスラエルが依然としてすべての権限を保持しています。パレスチナ自治政府は、西岸地区の半分にも満たない地域での限定的な自治権を持つに過ぎず、外交、安全保障、軍に関する権限も一切パレスチナ自治政府に委譲されていません。

ガザ地区でもオスロ合意に基づき自治が実施され、2005 年、イスラエルは入植地及び常設のイスラエル軍を、ガザ地区内から一方的に撤退させました。しかし、現在でもイスラエルはガザ地区への出入り口である全 6 カ所のチェックポイントを実質的に、またガザ地区の領海及び領空を完全な管理しています。<sup>2</sup>そして、現在ではガザに入る国境をイスラエルが全面的に封鎖しているため、ガザへの食糧や援助物資等の搬入などライフラインがイスラエルに握られ、著しい制限を受けています。

オスロ合意ではエルサレム問題、難民の帰還権問題、安全保障や国境に関する問題等は最終地位協定で扱われる課題とされ、先送りにされています。

### 3) 国際法

国際法上、西岸地区、ガザ地区の占領及び東エルサレムの併合は明らかに違法です。

国連安保理決議 242 (1967)は、戦争による領土の獲得が認められないことを明確にし、「近年の紛争で占領した領域からのイスラエル軍の撤退」を即時行うよう、イスラエルに求めています。さらに安保理は、東エルサレム併合を非難し、イスラエルによる東エルサレムの状況を変える行政的・法的措置は、入植、土地の摂取も含めすべて無効であることを決議しています(安保理決議 298 (1971))。

国連総会決議 2625(1970、いわゆる「友好関係原則宣言」)は、改めて、「**武力の行使または威嚇に基づく領土併合はいかなる場合も違法**」という国際法の原則を確認しました。

ところが、イスラエルはこれら決議を一切無視して占領を続けています。イスラエルは西岸地区の広大なエリアの占領を継続するほか、後述するとおり西岸地区に多数のイスラエル人を入植させ、かつ、1967 年の停戦ラインよりパレスチナ側に食い込むかたちで防御壁を建設し、西岸地区の一部をイスラエル側に取り込むなどしていますが、すべて国際法に違反する占領の結果の違法な事実状態にほかなりません。

### 4) 結論

このように、国際法上、西岸地区及びガザ地区の占領、東エルサレムの併合がいずれも

---

<sup>1</sup> Interim Agreement on the West Bank and the Gaza Strip (28 September 1995)に基づき実施。

<sup>2</sup> A/HRC/7/17

違法であることが明確であり、今後の和平交渉はこれらの確立された国際法、国連決議を遵守して行われるべきです。

入植地や壁を含め、国連決議・国際法に一貫して違反してきたイスラエルの既得権を容認することは認められません。国際社会は、東エルサレムを含む、ヨルダン川西岸地区とガザ地区の全土によるパレスチナ国家の早期樹立を支援すべきです。日本政府は、イスラエルは国際法と累次の国連決議に基づき、東エルサレムを含む、ヨルダン川西岸地区とガザ地区から全面撤退し、すべての占領、国境管理を含むコントロールを完全に放棄するよう求め、国際法に従った和平の促進を推進すべきです。

## 東エルサレムを含む西岸地区における人権状況

### 入植地

#### 1) 現状

1967 年以来、イスラエルはパレスチナの被占領地（東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区とガザ地区）において入植地を建設し、現在でも東エルサレムとヨルダン川西岸地区で拡張し続けています。1993 年比で、入植地の人口は約 63%増加しています<sup>3</sup>。2008 年末の時点で、121 の入植地が西岸地区に、12 の入植地が東エルサレムにあり、それぞれ約 48 万 5 千人、約 19 万 5 千人の入植者が住んでいます<sup>4</sup>。すべての入植地は西岸地区においてエリア C に指定されており、パレスチナ自治政府の権限は一切及びません。

入植地は和平交渉の最大の障害となっていますが、イスラエルは米オバマ政権の要請にも関わらず、入植を中止しようとしません。

#### 2) 国際法違反

パレスチナ占領地における国際人道法、特にジュネーブ第 4 条約第 49 条 6 で禁止された占領地への文民の移送に該当し、明らか違法です。2004 年の国際司法裁判所の勧告的意見<sup>5</sup>、国連安保理<sup>6</sup>もこの見解を支持しています。

#### ジュネーブ第 4 条約第 49 条 6

「占領国は、その占領している地域へ自国の文民の一部を追放し、又は移送してはならない。」

#### 3) 結論

---

<sup>3</sup> A/HRC/7/17.

<sup>4</sup> United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs, *West Bank Movement and Access Update*, May 2009, p.13.

<sup>5</sup> International Court of Justice, *Legal consequences of the construction of a wall in the Occupied Palestinian Territories*, Advisory Opinion, 9 July 2004, 120 項及び 121 項。

<sup>6</sup> S/RES/446 (1979), S/RES/452 (1979)

よって、イスラエルはすべての入植地建設の即時中止すべきです。また、和平交渉にあたっては、違法な入植地からイスラエル側が撤退することが必要です。HRN は、日本政府に対し、入植地建設の即時中止をイスラエル政府に強く求めていくよう、要請します。

## 壁

### 1) 現状

2002 年、イスラエルは「パレスチナ人の自爆攻撃からの市民の保護」という名目で、防壁の建設を決定しました<sup>7</sup>。しかも、そのルートは、グリーンラインと呼ばれる 1949 年の休戦ライン上ではなく、壁の約 80%が西岸地区に食い込み、入植地を含む西岸地区の土地をイスラエル側に取り込むものになっています（添付地図を参照）。壁が完成すると、西岸地区の約 10.17%がその他の西岸地区と切り離されることになります。<sup>8</sup>

西岸地区で約 12 万人及び東エルサレムで約 20 万人のパレスチナ人が、壁とグリーンラインの間に居住しています。壁建設の過程で、家を壊され、領土を取り上げられ、農作物をなぎ倒され、さらに抵抗したために殺される市民もいました。壁建設後は、パレスチナ人は壁を越えて壁の向こう側にある職場、学校、病院などに通うためにも、苦勞をして許可書を取得しなければならず、かつ壁のゲートは短時間かつ不定期でしか利用できないため、日常生活に著しい支障をきたしています。

### 2) 国際法

2004 年、国際司法裁判所は、この壁の建設に関して、国連総会決議に基づき勧告的意見を出しました。国際司法裁判所は、壁の建設は、領土の事実上の併合に等しく、国際法違反に該当すると判断するとともに、<sup>9</sup>イスラエルが占領地の人々に対して負っている、移動の自由<sup>10</sup>及び労働の権利、健康・教育についての権利などの国際人権法上の義務にも違反していると結論づけました<sup>11</sup>。しかし、イスラエルはこれに一切従わず、国内裁判所の判決を受けて一部のルートを変更したにとどまり、現在でも建設を続けています。

### 3) 結論

イスラエルは、勧告的意見に基づく壁の建設を即時中止、撤去、さらに補償をすべき立場にあります。日本政府は、イスラエル政府に対し、壁の建設の中止、撤去、補償を求め

---

<sup>7</sup> A/63/518 (2008), 21 項。

<sup>8</sup> United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs, Special Focus occupied Palestinian territory, 9 July 2007 及び A/HRC/12/37, 71 項。

<sup>9</sup> International Court of Justice, *Legal consequences of the construction of a wall in the Occupied Palestinian Territories*, Advisory Opinion, 9 July 2004, para. 121. 他に、イスラエルに壁の建設を凍結、壁の撤去、また建設によって生じた損害の賠償をする法的義務があること(163 項)、パレスチナ住民が自決権を保持し、この権利が壁の建設によって侵害されていることを認定した (118 項及び 122 項)。

<sup>10</sup> 同上、133 項、134 項及び 136 項。

<sup>11</sup> 同上、134 項、136 項及び 137 項。

るよう要請します。

## 家屋破壊

### 1) 現状

1967年以來パレスチナ占領地において、イスラエル当局は懲罰、軍事的必要性、許可書の欠如<sup>12</sup>等を理由にパレスチナ人所有の建物を取り壊しています。

西岸地区では、2004年から2008年にかけて、117棟の家屋が軍事的必要性のために壊されました<sup>13</sup>。また、2001年10月から2005年5月だけで、パレスチナの被占領地全体で、イスラエルに対する攻撃の容疑者及びその家族や近所を罰することを目的に、664棟の家屋を破壊しています<sup>14</sup>。さらに、2000年1月から2007年9月の間に東エルサレム及びエリアC内では、許可書の欠如を理由に1600棟以上の建物が破壊されました<sup>15</sup>。

### 2) 国際法

パレスチナ人の建物の取り壊しは、ジュネーブ第4条約第53条に明らかに違反します。また、懲罰的に行われる家屋破壊は、ジュネーブ第4条約33条にも違反します。国連総会<sup>17</sup>及び安保理<sup>18</sup>も、イスラエルによる建物の取り壊しをジュネーブ第4条約違反として重大な懸念を示す決議を採択しています。

国際司法裁判所勧告的意見は、壁建設のための家屋破壊について、軍事目的を理由に正当化されないと明確に判断しています。

#### ジュネーブ第4条約第53条

「個人的であると共同的であるとを問わず私人に属し、又は国その他の当局、社会的団体若しくは協同団体に属する不動産又は動産の占領軍による破壊は、その破壊が軍事行動によって絶対的に必要とされる場合を除く外、禁止する。」

#### ジュネーブ第4条約第33条〔集団罰禁止〕

① 被保護者は、自己が行わない違反行為のために罰せられることはない。集団に科する

<sup>12</sup> A/HRC/7/17, 41 項及び 42 項及び United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs, “Lack of Permit” Demolitions and Resultant Displacement in Area C, May 2008.

<sup>13</sup> 以下を参照。 <http://www.btselem.org/english/Razing/Statistics.asp>

<sup>14</sup> こうした破壊は、法的な手続きを経て行われる訳でなく、容疑者が攻撃を行ったという裁判所の判断が下される前に実施されている。どちらの場合も、イギリス委任統治時代の 1945 年に制定された緊急防衛規定に基づく安全保障上つまり軍事的必要性を正当化の根拠にしており、補償もされていない。

[http://www.btselem.org/english/Punitive\\_Demolitions/Statistics.asp](http://www.btselem.org/english/Punitive_Demolitions/Statistics.asp)

<sup>15</sup> A/63/518, paras. 38-45.

<sup>16</sup> この期間に発行された許可書は、申請全体のわずか 6% であり、許可書なしに家屋を建てざるを得ない状況にある。今年、西岸地区では、91 の住宅を含む 221 のパレスチナ人所有の建物が破壊されおり、513 人以上が住む家を失った。東エルサレムでは、パレスチナ人は全体の 13% 程の指定された地域に居住しなければならず、結果少なくとも 28% のパレスチナ人の住宅は適切な許可なしに建てられている。2000 年から 2008 年にかけて、パレスチナ人の 670 棟以上の建物が、許可の欠如を理由で取り壊されている。以下を参照。

United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs, *West Bank Movement and Access Update*, June 2009, p.5.

<sup>17</sup> A/RES/2851 (XXVI)(1971), A/RES/3240 (XXIX)(1974), A/RES/32/91 (A-C)(1977), 及び A/RES/36/147 (A-G)(1981)等。

<sup>18</sup> S/RES/1544 (2004)

罰及びすべての脅迫又は恐喝による措置は、禁止する。

② 略奪は、禁止する。

③ 被保護者及びその財産に対する報復は、禁止する。

3) 結論

イスラエルによる家屋破壊は国際法に違反し、許容されません。HRN は、日本政府がイスラエル政府に対し、国際法に違反する家屋破壊行為を今後一切停止するように求めることを要請します。

## チェックポイント

1) 現状

1993 年以来、イスラエルは東エルサレムにつながる道にチェックポイントを設置しており、その通過のための許可証の取得をパレスチナ人に義務づけています<sup>19</sup>。2009 年 6 月現在、西岸地区内にはパレスチナ人の東エルサレムへの移動を制限するためのチェックポイントを含む 613 の障害物が設置されています。特に、30 箇所の検問所は西岸地区の内部に設置され、パレスチナ人コミュニティ内の移動さえも制限されています。<sup>20</sup>こうした検問所を含む障害物やチェックポイントを通過する際の身分証の提示義務により、西岸地区のパレスチナ人コミュニティは地区ごとに分断を余儀なくされています。

2) 国際法

こうした西岸地区で実施されている壁、チェックポイント、障害物などにより、西岸地区内のパレスチナ人の移動の自由は極端に制限されています。この制限は、イスラエルも批准している自由権規約第 12 条に規定されている移動の自由の侵害にあたります。自由権規約第 12 条 1

「合法的にいずれかの国の領域内にいるすべての者は、当該領域内において、移動の自由及び移住の自由についての権利を有する。」

自由権規約第 12 条 2

「すべての者は、いずれの国（自国を含む。）からも自由に離れることができる。」

このことは、国際司法裁判所勧告的意見で明確に判断されています。イスラエルは、これを安全保障上の措置だと主張していますが、国連パレスチナ占領地の人権に関する特別報告者はこの主張を「受け入れ難い」としています。<sup>21</sup>

3) 結論

<sup>19</sup> A/63/518 (2008), 29 項。

<sup>20</sup> United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs, West Bank Movement and Access Update, June 2009, p.5

<sup>21</sup> A/HRC/7/17 国連特別報告者 John Dugard 氏の 2008 年国連人権理事会への報告

パレスチナ人に対する壁、チェックポイント、許可制などによる移動の自由の重大な制限は東エルサレムを含む西岸地区の一体性を著しく損ねるものであり、イスラエルは直ちに撤廃すべきです。日本政府がイスラエル政府に対し、パレスチナ人の移動の自由の制限の即時撤廃を求めるよう要請します。

## ガザ地区の人権状況

### 占領政策

2005年、イスラエルは入植地及び常設のイスラエル軍を、ガザ地区から一方的に撤退させました。しかし、現在もイスラエルはガザ地区を実効的なコントロール下にしています。パレスチナの被占領地に関する国連特別報告者は、この実効的なコントロールに基づき、事実上の占領は継続しており、イスラエルはガザ地区に対して国際人権・人道法に関する法的義務を負っていると報告しています<sup>30</sup>。

### ガザ攻撃

#### 1) 現状

2008年12月から2009年1月にかけて、イスラエル軍はガザ地区を攻撃し、少なくとも1400人以上のパレスチナ人が犠牲になり、その多くが子どもや女性を含む民間人でした。更に、家屋、工場、学校、病院、警察署及び国連施設を含むその他の非軍事施設が多数破壊されました。また、パレスチナ武装勢力によるロケット砲などによる攻撃で、数名のイスラエルの民間人も犠牲になっています。

#### 2) 国際法

国連人権理事会が設立したゴールドストーン調査団の報告書は、イスラエルによるパレスチナの民間人の犠牲及び非軍事施設の破壊は、ガザ市民の生活をより困難にすることを目的として、ガザの住民全体に向けられたイスラエルによる政策決定と意図的な計画の結果であると結論付けています。更に報告書は、こうしたイスラエル軍の攻撃と、パレスチナ武装勢力の攻撃を、共に戦争犯罪に相当する、また人道に対する罪に該当する可能性がある」と結論づけています<sup>31</sup>。国連人権理事会及び国連総会は共に、ゴールドストーン報告書

---

<sup>30</sup> A/HRC/7/17. ガザ地区が効果的な占領下に置かれている根拠として、主に以下の4点をあげている。1. イスラエルによるガザ地区への出入り口である全6カ所のチェックポイントの実質的な管理。2. イスラエルの軍事作戦、ロケット攻撃及び「立ち入り禁止地区」の設定。3. イスラエルのガザ地区の領海及び領空の完全な管理。4. パレスチナ住民登録の管理と検問所による移動の規制。

<sup>31</sup> A/HRC/12/48



を支持する決議を採択しています。

また、ガザ地区における国連施設の被害を調査した国連事務総長の調査委員会も、その明白な責任がほぼすべてイスラエル軍にあると結論づけ、こうした攻撃は軍事的必要性によって正当化できず、国連施設の不可侵性の違反であり、さらに国際人道法に基づく国連職員及び国連施設内の市民を保護する義務を怠ったものと認定しています。<sup>32</sup>

### 3) 結論

国連総会は、イスラエル、パレスチナ側に国際人権・人道法違反の独立し、かつ徹底した調査を求めましたが、国連総会決議にも関わらず、双方とも十分な人権侵害の調査を行っていません。とりわけ、イスラエル側は、ゴールドストーン氏の指摘した事案のうち、刑事訴追の必要な案件は調査の結果ひとつもない、としています。調査は軍の機構内部で行われ、調査方法としては軍内部のブリーフィングしか行われず、その内容も非公開で、被害者からも聴き取りを行っておらず、独立した公平な真相究明と認めることはできません。1400名の尊い命が犠牲になり、戦争犯罪が国際調査団によって認められたにも関わらず、何らの真相究明も訴追もされず、不処罰が容認されるならば、同じ人権侵害を繰り返すことを避けることはできません。

HRNは、日本政府が国連総会、人権理事会において、これら人権侵害の調査に関する決議にいずれも棄権したことに遺憾の意を表します。そして、日本政府に対し方針を改めて、ゴールドストーン報告書を支持し、さらに日本政府がイスラエル政府及びパレスチナ側の双方に対し、ゴールドストーン報告書に基づく国際人権・人道法違反の責任追及の実施することを求めるよう要請します。

## 封鎖政策

### 1) 現状

イスラエルは、ハマスによるガザ地区統治が始まった2007年6月以降、ガザ地区への出入り口となるすべてのチェックポイントを実質的に封鎖しています<sup>33</sup>。2007年10月以降、燃料と電気の供給も大幅に削減されました。封鎖政策により、漁業の極端な制限、農産物を含む輸出入の大幅な制限と燃料及び電気の供給制限が行われ、ほぼすべての工業生産が停止し、ガザ住民の80%以上が国連機関等の食料援助に依存する事態に陥っています。また、医療品の慢性的な不足、ガザの外で治療を受けるための許可書の発行の厳格化の結果、

---

<sup>32</sup> Secretary-General's Summary of the Report of the United Nations Headquarters Board of Inquiry into certain incidents in the Gaza Strip between 27 December 2008 and 19 January 2009.

<sup>33</sup> この封鎖には以下が含まれる。一部の穀物を除き、商業用のカルニ検問所の封鎖。工業、農業及び建築資材の包括的な輸入制限。輸出の実質的な禁止。工業用燃料の供給制限。西岸地区へ続くエレット検問所のパレスチナ人の使用禁止。エジプト側のラファ検問所の封鎖。漁業区域及び農業用地の制限。銀行送金の制限。

多くの患者が死亡しています。ガザ攻撃によって人々の経済的困窮と人道危機は更に悪化しています。ガザ攻撃は人命の犠牲だけでなく、井戸、工場、農地、電気施設、そして人々の家屋を破壊し、人々の生活に必要なライフラインを破壊しました。

ところが、イスラエルは、食糧及び少数の衛生用品等のみの輸入を許可し、軍事行動からの復興のための工業用品、車両、建築資材等の搬入は一切認めていません。<sup>34</sup> ライフラインを失った人々は生活復旧の道を閉ざされ、著しく困窮しています。2009年3月の時点で、ガザ住民の65%は貧困ライン以下の所得しかなく、37%は極度の貧困状態の中で生活しています。

## 2) 国際法

ゴールドストーン報告書は、貧困及び食糧援助等への依存、失業や経済麻痺は、封鎖政策の結果であり、イスラエルはジュネーブ第4条約上の占領国としての義務に違反していると結論づけました。<sup>35</sup> またハマスがガザを統治したことを理由に、ガザ地区の全住民を困窮に陥れる封鎖を行うことは、集団懲罰を禁止したジュネーブ第4条約33条に違反することを認定しました。<sup>36</sup>

### ジュネーブ第4条約第33条

「被保護者は、自己が行わない違反行為のために罰せられることはない。集団に科する罰及びすべての脅迫又は恐喝による措置は、禁止する。」

## 3) 結論

イスラエルは、国際法に違反するガザの一般市民を対象にした集団懲罰である封鎖を即時解除する国際法上の義務を負っています。封鎖による人々の人道危機は深刻であり、国際人権・人道法上も人道上也、この封鎖政策は到底容認できるものではありません。

HRN は、日本政府がイスラエル政府に対し、こうした国際法に違反した封鎖政策を即時無条件で解除し、全ての輸入制限をなくすこと、特にガザ地区の復興と自立的発展に必要な物資の輸入制限をすべて撤廃することを強く要請するよう求めます。

## 和平交渉にあたっての難民の帰還権の保障

1948年のイスラエルの一方的な建国とその後の第1次中東戦争に伴い、約70万人とも言われるアラブ系住民(=パレスチナ人)が、西岸地区やガザ地区、あるいは周辺のアラブ諸国に逃れました。現在でも、約460万人の難民とその子孫が、国連パレスチナ難民救済機

<sup>34</sup> OCHA, Field Update on Gaza from the Humanitarian Coordinator, 10-16 March 2009.

<sup>35</sup> A/HRC/12/38, 1305 項及び 1311 項。

<sup>36</sup> A/HRC/12/38, 1331 項。

構(UNRWA)に登録され、その内の約三分の一が、上記の地域に設置された 58 の難民キャンプでの生活を余儀なくされています。

国連総会は決議 194 (1948)において、こうした難民が元の常居所に戻る権利を有することを認めています。しかし、イスラエルはこうした難民の帰還権を一切認めていません。また、オスロ合意においても、帰還権の問題は最終地位交渉における課題とされ、現在までなんら解決されていません。

#### **国連総会決議 194 (11 項)**

「可能な限り早期に、希望する難民に対し、元の家に戻り、隣人と平和的に生活することが許可されるべきであること、国際法或は衡平法の原則の下で、帰還を選択しない者に対し、責任を負う政府或は当局により、その資産及びその資産の喪失或は損害への報償が支払われるべきであることを決議する。」

イスラエルは、国連総会決議 194 を尊重し、難民の帰還権の全面的な承認を前提として、和平交渉に取り組むべきです。HRN は、日本政府を含む国際社会に対し、この国連決議に遵守した和平の促進をイスラエル政府に対し求めていくよう要請します。

### **日本の ODA 政策**

日本政府は、パレスチナに対し、これまでも国連機関等を通じた人道援助や技術支援など、多くの援助を行ってきました。他方、2006 年の「平和と繁栄の回廊」構想<sup>37</sup>のような援助には問題も少なくありません。イスラエルによる国際法違反である占領や入植地の問題を解決しないまま、安易に共同の事業を行おうとすれば、パレスチナの現状の固定化を促進する危険性が非常に高いと言わざるを得ません。

HRN は日本政府に対し、パレスチナ問題の根源に国際人権・人道法違反の不処罰があることを直視し、こうした国際法違反や人権侵害を是正し、人々が健康で文化的に生存し、発展するための援助を行うこと、人権侵害や占領政策の固定化を助長しない形でのパレスチナ支援を行うことを求めます。

そして、イスラエル軍による日本政府の支援に係る施設の破壊や、支援に対する妨害に対しては、援助対象の人々に代わって、公然と抗議を行い、是正を求めることを求めます。

以上

---

<sup>37</sup> 以下を参照。 [http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/18/rls\\_0713b\\_3.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/18/rls_0713b_3.html)